

専決処分の報告について

下記事案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分したので報告します。

1. 事案の概要

保育園の業務に関して、土曜日勤務の振替は原則として翌週の金曜日とすることが合意されており（平成4年5月28日付けで職員組合保育部会長及び児童保育課長の間の確認書）、当該勤務が生じた際にも、週休日振替による割増分の超過勤務手当には該当しないものと判断しておりました。しかしながら、令和8年3月25日付けで三鷹労働基準監督署より、当該確認書によらず1週間あたり38時間45分を超えた部分の超過勤務手当については、過去3年間遡及して支払うよう是正勧告を受けました。

児童育成課において、過去3年間の勤務状況を確認し、対象者を特定したことにより追加支給額及び遅延損害金を算出し支払うものです。

2. 遅延損害金

650,480 円（対象者：116 名）

3. 専決処分日

令和8年9月10日